

# ルワンダ難民救援国際平和協力業務の実施の結果

平成7年2月

この報告は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第7条の規定に基づき、国会に報告するものである。

## ルワンダ難民救援国際平和協力業務の実施の結果

### 1 経緯

ルワンダ共和国においては、16世紀にさかのぼる少数派部族ツチ族と多数派部族フツ族の対立があり、平成2年には、フツ族を中心とする政府軍とツチ族を中心とするルワンダ愛国戦線（RPF）との間で内戦が勃発した。その後、平成5年8月に一応の停戦合意に達したものの、平成6年4月、ハビヤリマナ大統領の搭乗機が撃墜され同大統領が死亡したことを機に内戦が再発・激化し、これにより発生した大量の難民が、周辺のタンザニア連合共和国、ザイール共和国、ウガンダ共和国及びブルンディ共和国に流入した。さらに、ルワンダ新政権が樹立された同年7月以降、ザイール共和国東部のゴマ、ブカブ地区を中心に新たな難民が流入し、同国内の難民総数は140万人を超えるに至った。その結果、同地区の難民キャンプでは、コレラ、赤痢等の蔓延により、一時は1日2,000人に近い多数の死者が出るなど、極めて悲惨な危機的状況にあった。

このような状況に対処するため、我が国はまず、国際連合難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）など国際人道援助機関への拠出や現地で活動する非政府組織（以下「NGO」という。）への財政支援を通じ、総額約4,200万ドルに上る資金面での支援を実施したほか、人道的な国際救援活動の分野に国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）を初めて適用して、平成6年8月12日、大型テントや毛布など総額約1億9,000万円相当の物資協力を閣議決定した。

一方、それまでも現地で救援活動にあたっていたUNHCRは、現地

の状況にかんがみれば、更なる資金、物資及び人的協力の結集が不可欠との観点から、同年7月にアピールを発出し、各国政府に対しては、ルワンダ難民救援のために自己完結的な（self-contained）サービスの供与を含む支援要請を行った。これと前後して、現地においては、UNHCRのほか、世界保健機関（以下「WHO」という。）、世界食糧計画（WFP）、国際連合児童基金（UNICEF）などの多数の国連関係機関はもちろん、赤十字国際委員会（ICRC）、国境なき医師団（MSF）、オックスフォード飢餓救済委員会（OXFAM）などの多くのNGOが救援活動を実施し、また、フランス共和国、アメリカ合衆国、オランダ王国、ドイツ連邦共和国、イスラエル国、カナダ等の国が、主として軍事組織を派遣して救援活動（空輸を含む。）を実施した。

こうした中で、同月、我が国に対しても、難民救援のため人的協力を行うようUNHCRから要請があった。このため、政府は、三次にわたる現地調査団の報告も受け、現地の状況に応じた人的貢献の在り方について検討を行った。また、国際平和協力法に規定する人道的な国際救援活動を実施するための各要件を検討したところ、状況が最も悲惨であったザイール共和国については、同法第3条第2号に規定する紛争当事者に当たらなかったため、紛争当事者間の停戦合意はそもそも必要とされなかったほか、同号に規定する人道的な国際救援活動が行われることへの同意及び同法第6条第1項第2号に規定する国際平和協力業務の実施についての同意がいずれも得られたため、同法に規定する要件は満たされていた。

これらを踏まえ、我が国は、9月13日、「ルワンダ難民救援国際平和協力業務の実施について」及び「ルワンダ難民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成6年政令第295号）」の閣議決定を行い、

UNHCRからの要請に対して応分の貢献を行うこととし、同月16日には、ルワンダ難民救援国際平和協力隊が設置された。

我が国は、以上の経緯をもって、自衛隊の部隊により、医療、防疫、給水、空輸等の難民救援分野における国際平和協力業務を実施するとともに、連絡調整要員を併せて現地に派遣し、UNHCRその他の関係機関と自衛隊の部隊との間の連絡調整分野における国際平和協力業務を実施したものである。

## 2 ルワンダ難民救援国際平和協力業務の実施の結果に関する事項

### (1) 難民救援分野

#### ア 陸上自衛隊の部隊

那須誠1等陸佐以下23名の陸上自衛隊のルワンダ難民救援先遣隊は、国際平和協力本部による研修等を経て、平成6年9月21日に本邦を出発し、9月23日にザイール共和国のゴマに到着し、その後約2週間業務を実施した後、10月7日に帰国した。

ルワンダ難民救援先遣隊の主要業務は、ルワンダ難民救援隊の派遣に資する情報の収集及び同部隊の現地受入れ態勢の整備であった。具体的には、現地当局やUNHCRその他の関係機関から、治安情報等必要な情報を入手するとともに、部隊が保有する能力を活用して最も有効かつ効果的な救援活動が実施できるよう現地の関係機関等と実施業務に関する調整を行い、さらに、ゴマ空港の南側一帯に部隊の宿营地を確保した。

神本光伸1等陸佐以下260名の陸上自衛隊のルワンダ難民救援隊は、北海道の旭川駐屯地において行われた国際平和協力本部による研修等を経て、3波に分かれて9月30日から逐次本邦を出発し、10

月27日までに全員がザイール共和国のゴマに到着し、約2か月半の間業務を実施した後、12月25日までに全員帰国した。

ルワンダ難民救援隊は、第1波が現地に到着した10月2日以降、ルワンダ難民救援先遣隊の引き継ぎを受けて所要の準備を進め、医療、防疫、給水等の各分野において、ルワンダ難民救援活動を開始した。

医療活動については、小林秀紀1等陸佐以下の自衛隊医官（内科医、外科医等）が、ゴマ市内のゴマ病院において外来部門を担当し、主として難民キャンプのNGO医療援助施設から輸送されてきた難民患者の診療を実施した。診療活動は、WHOの協力を得て10月10日に開始され、日本では診療経験に乏しい疾病に直面する等の困難な状況の中で、細心の注意を払いながら積極的な治療を行い、緊急時の夜間診療を含め、12月17日まで1日平均30名以上、延べ約2,100名の外来患者の診療を実施するとともに、約70件の手術を実施した。なお、部隊の業務終了後、本活動は、既にゴマ病院で活動中であったイタリア共和国のNGO（COOP I）に引き継がれた。

また、ゴマ市内の衛生試験場において、10月15日から12月18日までコレラ菌に関する検査法についての共同研究やマラリア原虫及び便の検査等を実施した。なお、部隊の業務終了後も引き続き本活動が実施されるよう、現地スタッフに対する技術指導を実施した。

防疫活動については、UNHCRやWHOと調整の上、10月13日のキブンバ難民キャンプにおけるトイレ等の防疫を皮切りに、12月11日まで、難民キャンプへのしらみ駆除のための薬剤の輸送、現地スタッフに対するマラリア予防やしらみ駆除の普及教育、キトゥク難民キャンプにおける水はけを良くするための浸透升の造成等を実施した。なお、部隊の業務終了後も引き続き本活動が実施されるよう、

現地スタッフに対する技術教育等に重点を置いてこれを実施した。

給水活動については、スウェーデン王国救難庁救助チームから同チームが難民用給水に使用していた機材の引き継ぎを受け、同チーム撤退後の10月20日より、難民用の給水活動を開始した。難民用の給水量は、部隊が業務を終了した12月17日までに、1日平均約1,200トン、計約70,000トンに達し、部隊の業務終了後は、ドイツ連邦共和国の政府機関である連邦技術救助機構（THW）に本活動が引き継がれた。

以上に加え、難民キャンプ等における道路整備などを実施したほか、NGOからの求めに応じ、輸送を始めとして必要な協力を行った。

部隊にとっては、与えられた業務そのものは、その能力をもってすれば十分対応可能であったが、難民キャンプの劣悪な衛生状況やアフリカに多い風土病等にも配意しつつ慎重に業務を行う必要があり、日本国内での作業と比較して困難の多いものであった。

また、治安状況の悪さが憂慮されたことから、隊員の安全確保について万全を期すため、宿営地や給水所付近の警備に関しザイール軍の支援を受けたほか、部隊としては、必要に応じて武器の携行、防弾チョッキ及び鉄帽の着用を実施した。さらに、銃声の聞こえない夜はほとんどないという状況下において、宿営地内には所要の警備態勢を敷き、土のう積み等所要の措置を講じた上で業務を実施するなど、隊員が安心して業務に集中できる環境作りに努めた。

なお、ゴマ地域周辺にはニイラゴンゴ火山及びニアムラギラ火山の二つの活火山があり、その噴火活動の活発化が懸念されたため、政府は、火山活動の調査等を目的として、東北大学の浜口博之教授を中心とする研究者グループを4回にわたり現地に派遣し、火山活動の観測

を実施したが、これは、現地の人々はもちろん、隊員に安心感を与え  
るとともに、その安全確保にも資するものであった。また、政府は、  
現地の民生向上のために、ゴマ市等に対して6件の小規模無償資金協  
力を行ったほか、平成6年12月20日にはUNHCR等の国際人道  
援助機関に総計2,205万ドルの追加拠出を決定したが、これらは  
現地における部隊の活動や業務終了を一層円滑なものとする効果もあ  
った。

#### イ 航空自衛隊の部隊

荒谷一元2等空佐以下118名の航空自衛隊の空輸派遣隊は、愛知  
県の小牧基地において行われた国際平和協力本部による研修等を経て、  
平成6年9月17日から逐次本邦を出発し、9月26日までに全員が  
ケニア共和国のナイロビに到着し、その後約3か月間業務を実施した  
後、12月28日までに全員帰国した。

ナイロビはゴマへの空路の拠点であり、空輸派遣隊の業務は、ナイ  
ロビとゴマの間で、ルワンダ難民救援隊の隊員や同隊が必要とする補  
給物資等の航空輸送を実施するとともに、能力上の余裕を活用して、  
UNHCRや難民救援活動にあたっているNGO等の要員や物資の航  
空輸送も併せて実施することであった。現地への展開後、所要の準備  
を経て10月2日よりC-130Hによる運航が開始され、片道約1,  
000キロの距離を12月20日までほぼ毎日、合計で98便運航し、  
輸送人員は延べ約3,400名（うちNGO要員約900名）、輸送  
貨物は計約510トン（うちUNHCRからの要請に基づくもの約2  
10トン）に達した。

空輸派遣隊の活動は、ゴマ空港の滑走路の状態が悪く、地上管制も



必ずしも十分とは言えない中で終始安全に行われた。

## (2) 連絡調整分野

貞岡義幸氏ほか関係省庁（総理府、防衛庁、外務省）から派遣されたフランス語に堪能な者を含む延べ22人の連絡調整要員は、平成6年9月22日から逐次業務を開始し、ケニア共和国のナイロビとザイール共和国のゴマに合わせて常時10名程度が配置され、UNHCRその他の関係機関と自衛隊の部隊との間の連絡調整業務に従事し、12月29日までに全員が業務を終了した。

連絡調整要員は、自衛隊の部隊と密接に協力しつつ、UNHCRはもとより、現地当局、各国のNGO等とも積極的に接触し、部隊が難民救援活動を円滑かつ効果的に実施するために必要な各種の情報を収集し、流動的な現地の需要の把握にも努めた。

## 3 まとめ

我が国の実施した人道的な国際救援活動は、ザイール共和国等において、UNHCRを始めとする各種の国連関係機関、各国政府機関及びNGOが互いに分担・協力して実施する国際的な難民救援活動の一翼を担ったものである。国際的な救援活動は、我が国の業務終了後も現地で引き続き行われており、我が国が担った分野の一部は、他の活動機関や現地スタッフに引き継がれることとなった。



当初、政府が今回の派遣の検討を始めた平成6年の夏には、ザイール共和国のゴマは、一時に大量の難民が流入して未曾有の混乱状態となっていたため、各国政府は、必要な資機材、活動の運営及び資金について

自己で責任を持つ形で活動を実施することが、UNHCRより強く求められており、現地でUNHCRからの後方支援は期待できない状況にあった。このため、政府としては、UNHCRの現地での後方支援に頼らずに展開から撤収まで活動することが可能な、自己完結性を有する自衛隊の部隊を派遣することが最も効果的な協力であると判断し、自衛隊の部隊を中心として派遣を行った。こうして派遣された陸上自衛隊及び航空自衛隊の部隊の組織力及び機動力は、人道的な国際救援活動の場においても十分に生かされることとなった。



我が国が実施した活動は、ルワンダ難民問題の解決のために国際社会が行った人道的な救援活動の一翼を担い、ルワンダ難民の置かれていた悲惨な状況の改善に寄与することにより、国際平和のための努力に貢献することができたものと考えている。こうした我が国の活動は、国際的にも高く評価されており、また、我が国においても国民の理解と支持が深まっているものと考えている。

派遣当初の平成6年9月27日には、ニューヨークにおいて、ブトロス＝ガーリ国際連合事務総長より、また、アフリカ48か国を代表して象牙海岸共和国のエッシェー外務大臣（国際連合総会議長）より、河野外務大臣に対し、我が国の派遣に対する高い評価が表明されたほか、業務の終了を間近に控えた同年12月21日には、一時帰国中の緒方国際連合難民高等弁務官より村山内閣総理大臣に対し、自衛隊の部隊の活動に対する高い評価が伝えられ、感謝の意が表明された。さらに、活動終了後の平成7年1月12日には、在京のアフリカ諸国外交団代表からも、五十嵐内閣官房長官に対し感謝の意が伝えられた。

また、現地においても、部隊の活動に対する国連関係機関やNGO等

からの積極的な評価も時間の経過とともに定着したほか、隊員の規律正しい仕事ぶりや現地住民、難民との様々な交流を通じて、部隊の活動は、現地社会や難民からも高い評価を得た。（自衛隊の部隊の活動を高く評価し、神本光伸1等陸佐及び小林秀紀1等陸佐に対して、ザイール共和国よりレオポルト騎士団勲章が授与された。）

なお、我が国が以上のように高い評価を受けた活動を円滑に進めることができた一因としては、関係省庁の職員からなる連絡調整要員が現地に派遣され、部隊の機能を補完するとともに、国際平和協力本部との連絡の窓口の役割も果たしたことが挙げられる。また、在ザイール共和国日本国大使館の再開や在ケニア共和国日本国大使館の人員強化等、関係在外公館の体制を強化し、現地の活動を支援したことも重要であった。

さらに、派遣期間中は、内閣官房長官、両内閣官房副長官並びに総理府、防衛庁及び外務省の関係局長等が頻繁に会合を行い、ルワンダ難民救援活動に関する情報連絡を密にしたが、このようにして政府内の意思疎通を強化したことは、政府が現地情勢及び業務実施状況を十分把握して難民救援活動に関して的確な意思決定を行う上で有意義であった。



今回の業務は、国際平和協力法の下における初めての人道的な国際救援活動であり、その準備や実施に当たっては、試行錯誤の部分もあったことは否定できないが、今回の経験を踏まえ、今後、更なる改善に向けて検討を進めていくこととしたい。

特に、今回のような緊急事態において人道的な国際救援活動を実施する場合には、可能な限り迅速な対応が求められるということが痛感されるとともに、救援活動の現場における業務は、我が国が主として行った医療、防疫、給水、空輸等のほかにも、例えば難民キャンプの建設、陸

上輸送等様々なものがあり、今後はこのような多様な業務にも対応を要請される可能性があるものと認識された。このため今後は、初期の調査段階から、必要な場合には対応の可能性が考えられるあらゆる分野の専門知識を有する人員からなる現地調査団を派遣すること等により、迅速かつ効率的な情報収集に一層努める必要がある。また、今回我が国が実施した業務に限らず、より多様な業務に迅速に対応し得るような派遣の態勢について検討することが、更なる効果的な協力の観点から重要であろう。

さらに、救援活動の現場においては、主たる業務のほかにも種々の活動を要請されることになり、そうした副次的な活動の需要は、現地調査等の事前の情報収集のみでは正確に把握し尽くすことが容易でないばかりでなく、主たる業務でさえ、具体的な需要は、調査から派遣に至るまでの間、さらには派遣後においても時々刻々変わり得るものであることも認識された。今回の派遣に際しては、現地での要請が予想される業務を幅広く実施計画に定めていたため、部隊が現地で相当程度柔軟に対応することができたが、以上のような救援活動の実態にかんがみれば、現場で起こり得る需要についてさらに研究しておくとともに、今後とも、実施する業務内容の定め方等について十分配慮する必要がある。

また、活動を円滑に実施するとともに要員の安全を確保するためには、現地社会との良好な関係を築くことが不可欠であるとの判断の下に、玉澤防衛庁長官とザイール共和国のモブツ大統領及びケニア共和国のコネス大統領府大臣との会談や、河野外務大臣とザイール共和国のブルル外務大臣との会談において、我が国の活動の実施について協力を要請したのを始め、防衛及び外務政務次官が現地を訪れるなど、各段階において派遣先国政府、機関等に対し協力要請を行って万全を期し、部隊の活動

に種々の協力を得ることができた。一方、現地社会との良好な関係の構築のためには、現地社会への一定のサービスや物資等の提供が必要とされることも認識された。今後の派遣においては、こうしたことへの対応策をも念頭に置いておく必要がある。

そのほか、カンボディア国際平和協力業務の実施の結果を報告した際にも言及したことであるが、万一危険に直面した際の対応要領等、要員・部隊の安全を確保するための具体的な安全対策は、引き続き課題として認識している。

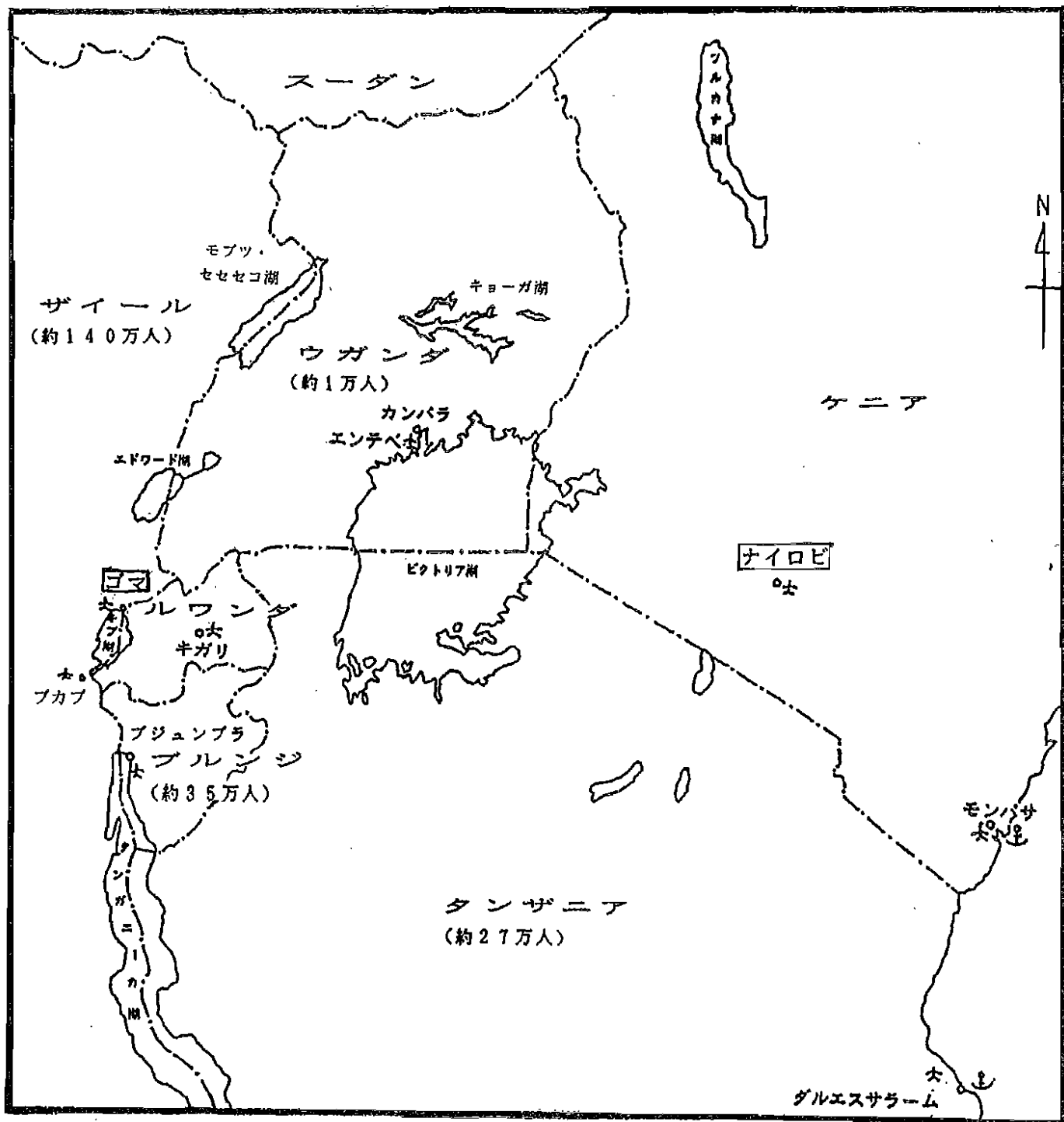


政府としては、今回の活動における貴重な経験を国際平和協力法の実施の在り方についての見直しや今後の業務運営に際して生かすことが肝要と考えており、今後とも、国民の理解と支持を得つつ、国際平和協力法に基づいて協力を進めていくこととしたい。

## ルワンダ難民救援国際平和協力業務の実施に関する経緯

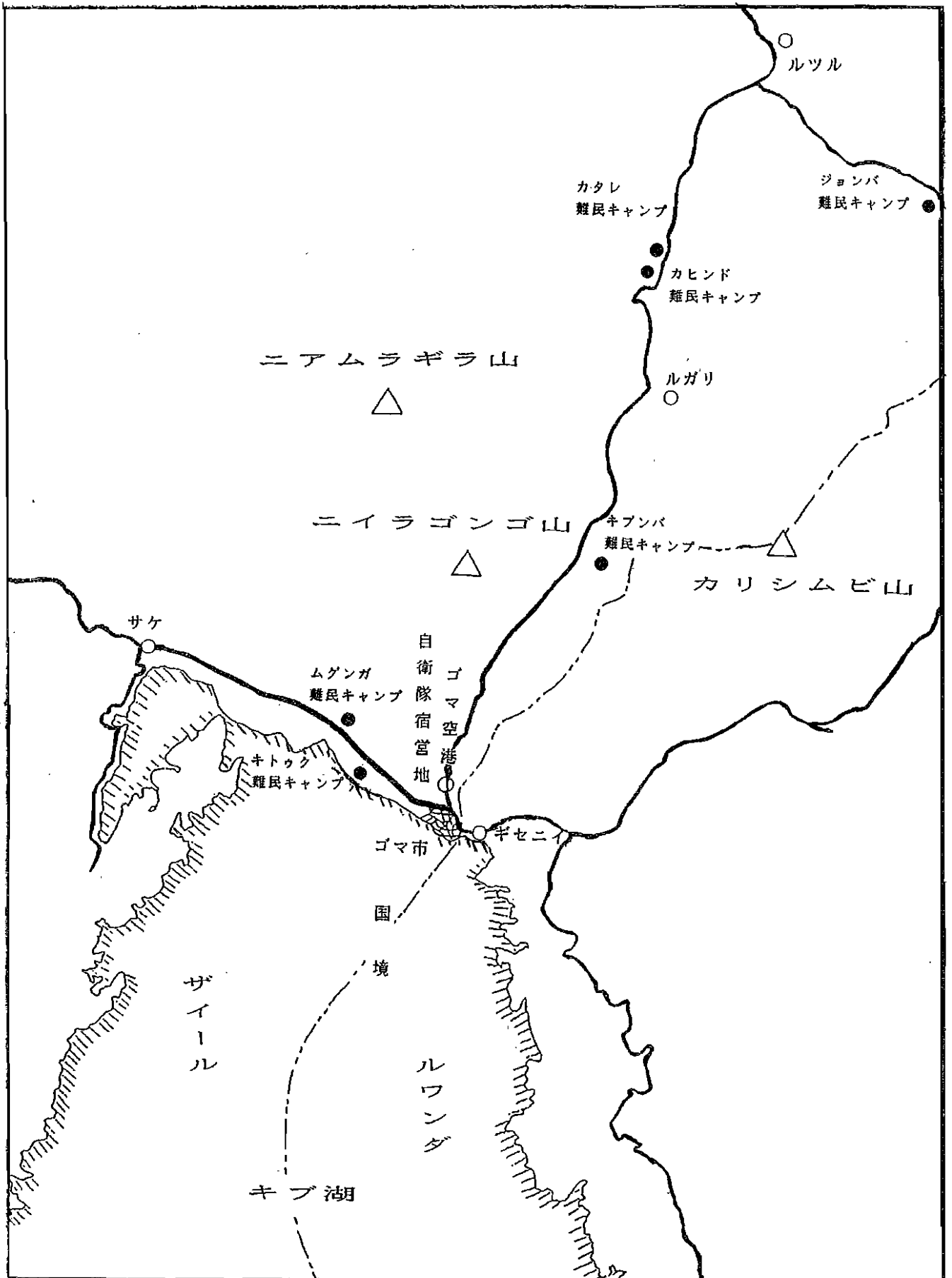
- 平成6年7月19日 ルワンダ共和国新政権樹立
- ” ” 26日 UNHCRより、各国政府に対しルワンダ難民支援に関するアピール発出（我が国に対しても逐次要請）
- ” 8月2日 「ルワンダ難民支援ミッション」派遣  
）  
11日 （四宮信隆外務省中近東アフリカ局アフリカ第一課長を団長とし、総理府及び外務省の職員並びに民間の医師により構成）
- ” ” 22日 「ルワンダ難民支援実務調査団」派遣  
）  
30日 （山崎隆一郎外務省総合外交政策局審議官を団長とし、総理府、防衛庁及び外務省の職員により構成）
- ” 9月4日 「ルワンダ難民支援与党調査団」による調査  
）  
11日 （岩垂寿喜男衆議院議員を団長とする5名の国会議員ほかにより構成）
- ” ” 12日 UNHCRより文書による要請
- ” ” 13日 「ルワンダ難民救援国際平和協力業務の実施について」及び「ルワンダ難民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令」を閣議により決定
- ” ” 16日 ルワンダ難民救援国際平和協力隊設置
- ” ” 17日  
）  
24日 空輸派遣隊出国
- ” ” 21日 ルワンダ難民救援先遣隊出国（同年10月7日帰国）
- ” ” 22日 連絡調整要員業務開始
- ” 9月30日  
）  
” 10月25日 ルワンダ難民救援隊出国
- ” 12月25日 ルワンダ難民救援隊全員帰国
- ” ” 28日 空輸派遣隊全員帰国
- ” ” 29日 連絡調整要員業務終了

# ルワンダ周辺国図



注：（ ）内は平成6年7月27日時点におけるルワンダ難民数（UNHCR資料による。）

ゴマ周辺図





宿 営 地 周 辺 図

